

# 母子保健の目的と意味

## 市町村がデザインする 乳幼児健診へ



2017年3月4日（土）  
日本保健師連絡協議会 活動報告・集会  
公益社団法人日本看護協会 中板育美

# 母子保健法

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。  
(母性の尊重)

第二条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない

第三条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない

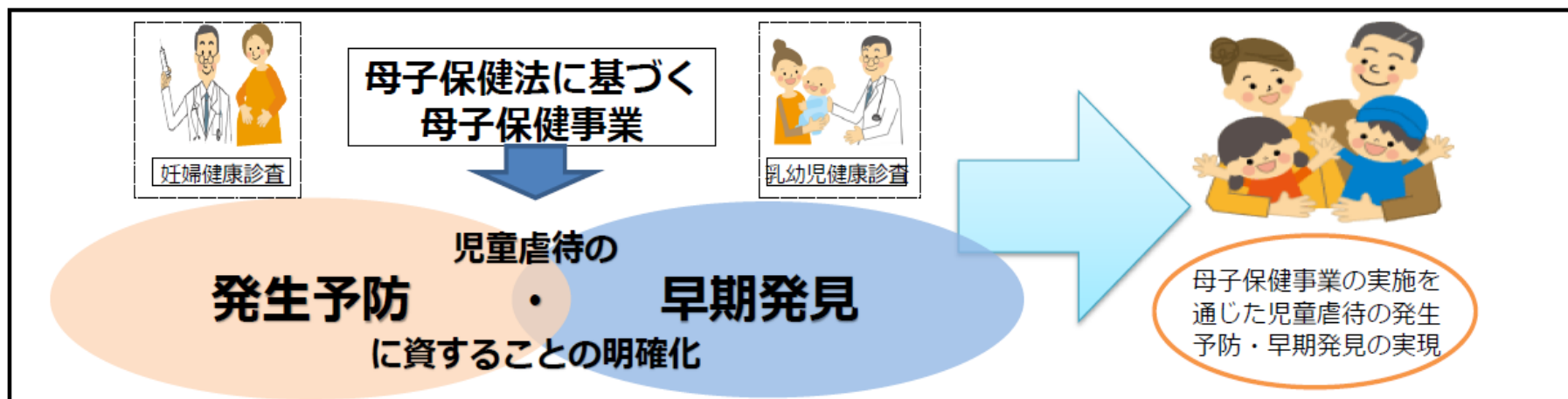
第五条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を講ずるに当たっては、当該施策が乳児及び幼児に対する虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意するとともに、その施策を通じて、前三条に規定する母子保健の理念が具現されるように配慮しなければならない。

# 母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

## 現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



## 考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。

## 改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

# 虐待の判断は難しい

多くの子育て親との出会いが少  
し苦しい・しんどい親に気づく  
感度を研ぎ澄ませている

不適切な養育や心理的虐待の可能性が予測されるとき  
子どもの虐待という看過できない現象が想定されるとき、  
「子どもが心身に負う痛み」からの保護はもちろん、その(母)親の保護ある  
いは親自身の成長にも関与するために  
出会いの場としているのが健診場面

虐待 ≠ なんらか医学的診断名がつく  
虐待 = 否認の病であり、委縮し、防衛的になりやすい

特徴：母子保健活動のソフトな介入が可能

## 母子保健活動のソフトな介入が可能

望まぬ妊娠，虐待に代表される愛着形成阻害，親のメンタルヘルス不調を抱える家族とも出会うのが母子保健活動。

母子保健の領域で，精神保健的視点の範囲で，家族の病理を評価し，支援基盤を築くには，家族の日常生活の実態を知ること，親子の間にどのような愛着関係が築かれているか，どの程度（母）親が，課題を察知しており，どの程度，対人関係の取り方が育っているかなどの評価を要す。

地域で予防に関与する援助者は，「今が危機」ではないと判断した場合，関係性の樹立を期待して，ソフトランディングできる方法を第一に選択する

## 特徴：母子保健（健診）が可能とすること

- 子どもの育ちを守るには、親に対する受容的に関わり、母親の自尊心や役割意識を対話を通じて促し、支え、愛着形成を見守る関与が、その親のペースで可能。
- 子どもに問題がなくても、親が何らかの健康問題を有する場合は、子どもの発達等への影響を考慮し、親自身を支援するのは、母子保健として重要な予防活動である。

→母子保健を通じた、「気になる親子」「ハイリスク家族」に対する子育て支援が、功を奏し、ほどよい養育者に成長することは少なくはない。

対象者に寄り添い、対象者の力を引き出す  
知的技法としての寄り添う技術＝『保健指導』

- 同情や傾聴とは違うこと
- 生活・暮らしのリアリティに近づくことを意図していること
- 「主訴」に限局して考えず、潜在している健康維持困難要素も拾い上げること
- 社会資源を組み合わせる「幸福」の構成要素である「健康」を保障すること
- 困難事例でも、切り離さず
- そのための「つかず離れず」「介入に辿り着くまで関与続ける」といった適切な距離感を保つ技術を駆使して、相談者に育てていること
- これらを包括的に「アセスメント」をして、関与の仕方を導いている。  
(知的技法)

# 母子保健の中核をなす健診（受診率9割以上）の意義 保健・医療・福祉を結ぶ入口

## 育児支援/母子保健活動 援助行動の基本姿勢 寄り添う技術 は

- 危機判断と介入のタイミングを見据える
- 能動的聴き役と毅然とした態度と行動の使い分け



# 母子保健に従事する援助者／理解者として

- 援助者自身が母性を正しいこととして押し付けていないか
- 説得・説明・時に叱責していないか
- アドバイスを押し付けて、頑張りなさいと励ましていないか
- 孤立無援感を看過していないか（環境を精査しているか）
- これまでの努力。がんばってきたことに耳をかたむけているか
- 母親をやらなくていい時間をつくる。



こどもたちの未来のために